

別紙

年 月 日

学校長殿

使用者職氏名

印

証 明 申 請 書

下記児童を労働者として使用するにつき、労働基準法第56条第2項の規定により修学に差し支えないことを証明願います。

児童の氏名	性別	男・女	学年	年 組	生年 月 日	年 月 日 生 (満 才)				
事業の概要	事業の名称	ブルーダックス株式会社								
	事業の所在地	千葉県習志野市東習志野 5-19-15								
	事業の種類及び内容	フラッシュモブ企画運営代行								
	労働者数	総数	15人		義務教育を終了した者	義務教育を終了していない者				
労働条件の概要	雇用契約期間	定めない・定める (自 年 月 日 至 年 月 日)								
	労働時間	1週間実働 時間・1日実働最長 時間 (自 時 至 時)								
	労働日及び休日	労働日	連日・毎週	曜日・日おき	休日	毎週 曜日, その他				
	賃 金	月 給 時間給	円・日 給 円・出来高給	円	円	締切日毎月 支払日毎月	日 日			
	就く業務の内容	キッズダンサーとしてフラッシュモブ実演								
同意書				証明書						
本人氏名が事業所の名称において、上記労働条件で働くことに同意します。				本校第 学年 組児童の氏名(生年月日)が上記条件で働くことについては、修学に差し支えないことを証明します。						
年 月 日				年 月 日						
親権者(後見人)氏名				学校長氏名						
印				印						
本人氏名				児童の就学時間						
				月	火	水	木	金	土	計

(記載上の注意等)

- ② 父及び母が親権者である場合は双方とも署名捺印すること。
- ② 「児童の就く業務の内容」欄は、新聞販売業については、朝・夕刊の区別も記入すること。演劇の事業については、公演の名称及びその期間についても記入すること。
- ③ 学校長の証明書の「児童の修学時間」の欄は、当該日の授業開始時刻から同日の最終授業終了時刻までの時間から休憩時間(昼食時間を含む)を除いた時間で、実際に児童が修学すると見込まれる時間を記入すること。なお、労働基準法では、児童を修学時間外においてのみ使用することができ、休憩時間を除き修学時間を通算して1週間について40時間、1日について7時間を超えて労働させてはならないものとされています。
- ④ 労働基準法では、賃金は直接本人に支払われる必要があります。また、演劇子役の就労については、稽古及び衣装替えの時間等も原則として労働時間に含まれます。
- ⑤ 就労後の状況により学業又は健康に悪い影響を及ぼすおそれが生じたと認められる児童については、就労を差し控えるよう学校において指導することとされていますので、本人、親権者、使用者、学校においては十分御留意下さい。